

介護相談支援センター ピーす

【法人名】一般社団法人 わん 【住所】中央市西花輪2737-7
【電話】055-242-7655 【FAX】055-242-7622
【mail】ippanshadanhoujin.wan@gmail.com 【HP】
【設備など】



【事業所からのPR】

ご利用者様が、その有する能力及び適正に応じ、自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、サービスが多様な事業所から総合的かつ効果的に提供されるように、ご利用者様の意思及び人権を尊重し、常にご利用者様の立場に立って支援を行います。

相談支援専門員の2名共が介護相談支援専門員の資格を有しているため、障がいサービスから介護サービスへの移行時、相談員の変更をしなくても、継続して担当をさせていただくことが可能です。

そうだんしえんじぎょうしょ 相談支援事業所 こねくと

【法人名】株式会社 N.1.C 【住所】昭和町西条1942-1 ONO ビレッジ A111
【電話】080-8840-1644 【FAX】055-288-9750
【mail】connect@n-1-c.jp 【HP】
【設備など】

サービス名	定員	送迎	活動内容
相談支援事業	—		ほか

【事業所からのPR】

児童、成人ともに支援させていただいてます。

ご本人の希望に合った生活が出来るように一緒に考えていければと思います。



中央市・昭和町障がい者相談支援センター

ほ つう し ん

穂のか通信 (第18号) 発行 令和7年3月31日



じゅうしょ ちゅうおうしゅうすいあはら

住所: 中央市白井阿原301-5 TEL: 055-274-1100 FAX: 055-274-1103

ちゅうおうし 中央市の「穂のか」の
ホームページはこちら



しょうわちょう 昭和町の「穂のか」の
ホームページはこちら



中央市・昭和町障がい者相談支援センター「穂のか」は、地域における相談支援の

中核的な役割を担い、基幹相談支援として、障がいのある方やそのご家族の日常

生活・社会活動で困っていることの相談の場として、共同設置しているセンターです。

国では令和7年度から、発達障害の可能性のある子どもや家族への支援を強化する

方針を固めました。子育てや保健、福祉の関係者と医療機関が連携し、子供の特性や

心配事に関する「発達相談」を家族が早期に受けられる体制を整備し、スムーズな支援に

繋げるものです。

「穂のか」では、今後も関係機関と協力し、皆様が住み慣れた地域で安心して暮らし

続けることができるよう、取り組んでいきたいと考えております。

ちゅうおうし しょうわちょうしょう しゃそうだんしえん せんたー ほ せんたーちょう ごみ まさもと
中央市・昭和町障がい者相談支援センター「穂のか」センター長 五味 将元



令和7年度 れんげ会のお知らせ

【対象】 中央市、昭和町在住の障がいにかかる手帳や診断のある人、難病認定されている人。

【開催日程】 6月14日(土)、12月13日(土)

【開催時間】 午前10時～12時または午後1時30分～3時30分(予定)

【開催場所】 中央市立玉穂総合会館 (中央市下河東620 TEL: 055-274-1116)

【内容】 軽スポーツ、お話し会など



ちい せい かつ し えん きよ てん じぎょう 地域生活支援拠点事業ってなあに？

地域生活支援拠点は、障がいがある方が、住みなれた地域で安心して暮らせるよう、重度化・高齢化や「親亡きあと」を見すえ、ご本人やそのご家族の緊急事態に対応するための体制を整備するものです。

①相談 ②緊急時の受け入れや対応 ③体験の機会や場 ④専門的人材の確保と養成 ⑤地域の体制づくりを、地域生活拠点の整備を進めるうえで、地域の実情に応じて整備して、障がい児者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制をつくります。

ちい せい かつ し えん きよ てん じぎょう りよう 地域生活支援拠点事業利用の登録について

緊急時の対応が必要だと考えられる方については、緊急時の短期入所等による受け入れなどを進めやすくするために、事前に利用登録を行うことができます。

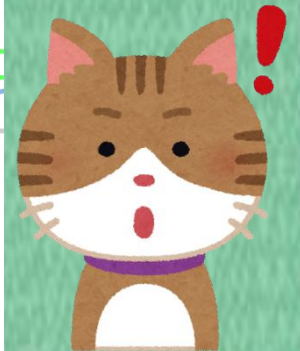
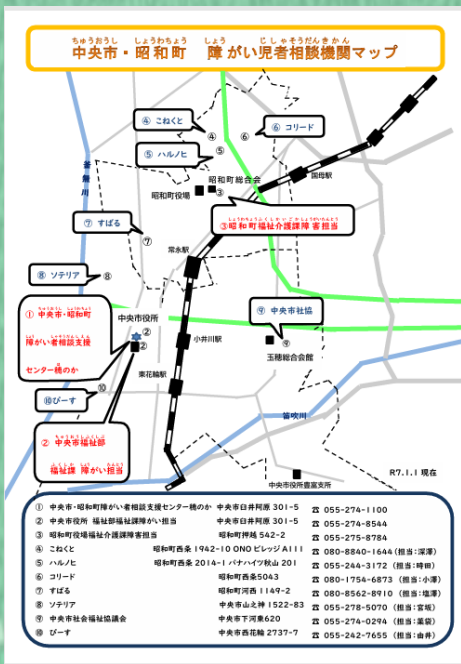
【詳しくは直接ご相談ください】

- ・中央市・昭和町 障がい者相談支援センター穂のか
- ・中央市役所福祉部福祉課障がい担当
- ・昭和町福祉介護課障害担当



しょう 障がいのことで、相談したい！
ちか ところ いちばん近い所は、どこだろう・・・？

ちゅうおうし しょうわちょう そうだん し えん せん もん いん
中央市・昭和町の相談支援専門員に相談ができる
「障がい児者相談機関マップ」が完成しました！
ちゅうおうし しょうわちょう まどぐち
中央市・昭和町の窓口のチラシをごらんください。



さいがいの 災害にそなえて

ちゅうおうし しょうわちょう ぼうさい
中央市・昭和町では「防災マニュアル」を配布しています。

- ★災害がおこる前に用意できることは何か
 - ★警戒レベルに応じた行動は何をすればいいのか
 - ★災害がおこったときにはどうすればいいのか
 - ★地震の時は？水害の時はどこが危険？
- 事前に避難所の場所や、非常持ち出し品を確認しましょう。



マイタイムラインってなあに？

「マイタイムライン」とは、地震や風水害に対する、事前の準備や行動をあらかじめ決めておく予定表のことです。
住んでいる地域や家族によって、いざという時にとるべき行動やタイミングは、一人ひとり異なります。
「いつ」「だれが」「なにをするのか」をあらかじめ決めておくことで、落ち着いて避難行動をしましょう。

しょうわちょう 昭和町



風水害対策編

わが家の「マイ・タイムライン」記入シート <記入例>

わが家の「マイ・タイムライン」記入シートの「記入例」になります。家族構成や生活環境に合わせて、「いつ」「誰が」「何を」するのか、を考えるための参考にしてください。

警戒レベルや避難情報の意味を理解しておく

避難といっても、避難所だけでなく、屋内での安全確保や近隣のより安全な場所や建物（親戚や知人の家など）に行くことも含まれています

平常時

大雨の発生危険性

警戒レベル1
早期注意情報（気象庁発表）
洪水ハザードマップで確認し記入しておく

大雨のおそれ

重大災害の兆候

警戒レベル2
大雨・洪水注意情報（気象庁発表）
避難するか否かの判断材料のひとつになります！

避難開始時期

災害発生のおそれ

警戒レベル3（危険な場所から高齢者等避難（町発令））
警戒レベル3相当情報
洪水
避難開始情報／洪水警報

災害発生

災害発生の高まり

警戒レベル4（危険な場所から全員避難）
避難指示（町発令）
警戒レベル4相当情報
洪水
氾濫危険情報

災害発生

災害発生

警戒レベル5（緊急安全確保（町発令））
警戒レベル5相当情報
洪水
氾濫発生情報
大雨特別警報（浸水害）

避難情報・確認事項等

事前の確認事項

再確認する

わが家の動き

テレビ・ラジオ、インターネット等による気象情報などの確認

家のまわりの安全対策

非常持出品の確認

洪水ハザードマップによる避難所、避難ルートの確認

携帯電話・スマートフォンの早めの充電

＜スイッチ1＞

■A川の水位データが危険水位に近づいた

子どもがいるので隣の祖父父母の家に（車で20分）避難する

避難先は町が指定する避難所だけ安全な場所を決めておくことも大事！

■車の燃料補充

■親戚などに避難先などを連絡する

■近所の方に声をかける（名前：〇山△子（80歳）（名前：□辺〇ニ（85歳））

■戸締まりをして避難する

＜スイッチ2＞

■普段は水位が低い水路から水があふれ始めた

■すぐに避難する

■A小学校への避難を完了する

■外に出るのがかえって危険なときは家の中で安全な場所（がけから離れた2階の部屋）に移動する

■自宅内の浸水が想定されない2階などで身の安全を確保し救助を待つ

■ラジオやスマートフォンなどで情報を収集する

■再び親戚などに連絡する

避難が完了した後も、今後の気象情報等に注意しながら、行動することや確認することを記入しておきましょう

そんが しょうだん し えん せん もん いん 相談支援専門員

にご相談ください。

- ☑ 障がいをお持ちの当事者の方が地域で生活していく中での困り感に寄り添います。
- ☑ 本人中心の生活を実現するためのお手伝いをいたします。
- ☑ 障がい福祉サービスをご利用の方、これから利用されるであろう、未来の利用者のために、本人を中心としたサポートをいたします。

せいかつ てつだ
生活するお手伝いをさせていただきます
き がる れんらく
気軽に連絡してもらえると嬉しいです
うれ
中央市・昭和町計画相談事業所連絡会